

3 医療安全対策

【現状と課題】

島民が安心してより良い医療サービスが受けられるようにするためには、医療機関自身の質の向上と、受診する島民が十分な情報を得て医療機関との信頼関係を確保することが必要です。

島しょ保健所各出張所では、東京都福祉保健局医療政策部（以下「医療政策部」という。）と連携し、各島の有床診療所に対して定期的な立入検査・指導を行い、医療事故防止や院内感染対策等の医療安全の確保に努めています。島しょ圏域で唯一の病院である町立八丈病院に対しては、医療政策部により立入検査・指導が行われています。

各医療機関では、医療安全体制に関する手引きやマニュアル、自主管理チェックリストに基づき医療安全管理体制や院内感染予防体制を整備するなど、医療サービスの質の向上や医療安全対策に取り組んでいます。

近年は抗菌薬の不適切な使用を背景として、薬剤耐性菌が増加し、院内感染のリスクが高まっており、平成29年度に改訂された「院内感染予防対策マニュアル」をもとにさらなる院内感染対策の充実が求められています。

町村によっては、院外処方が普及していますが、薬局においても、調剤過誤等が起こらないよう正確な調剤を行い、医薬品の服用方法等について十分に説明をすることが必要です。島しょ保健所は、東京都福祉保健局健康安全部と連携し、薬局に対して立入検査・指導を行っています。

また、医療が専門化・細分化・高度化する中で、島民は島外の医療機関を利用する機会も多いため、島民が安心してより良い医療サービスが受けられるよう島外医療機関の適切な情報の提供が必要です。東京都では医療機関案内サービス「ひまわり」などを通じて医療情報の提供を行っていますが、こうしたサービスを島民が十分に活用し、必要な医療情報を得ることや、医療機関に対する疑問等を気軽に相談できるよう、これらのサービスについて啓発をすることが大切です。医療への信頼を確保するためには、こうした対策をより一層推進する必要があります。

【施策展開の基本方針】

- 患者とその家族が医療機関の適切な情報を得られるようにします。

【今後の取組】

- 1 患者中心の安全・安心な医療サービスを提供できる基盤づくりを推進
- 2 医療機関に対して医療安全管理の改善に必要な専門的指導を実施
- 3 患者の安心・医療の安全に役立つ情報を提供

《関係機関の取組》

病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「病院管理の手引き」、「病院自主管理チェックリスト」、「院内感染予防対策マニュアル」などに基づき、医療の安全を確保するための措置や院内感染の防止などの自主的・計画的な推進を図ります。 ・ 医療安全体制に関する指針やマニュアルなどの見直し及び院内の必要な情報を共有します。 ・ 医療安全管理対策委員会において、医療安全に関する情報の収集・分析を定期的に行い、医療事故防止策の立案、職員への周知など、組織的に取り組みます。 ・ 研修を計画的に実施し、医療の安全確保と質の向上に向けた職員の意識と知識及び技術の向上を目指します。
診療所	<ul style="list-style-type: none"> 診療所開設者、管理者を中心に、医療安全体制に関する指針やマニュアルなどの見直し及び必要な情報の診療所内での共有を図ります。 ・ 有床診療所においては、「病院管理の手引き」や「有床診療所自主管理チェックリスト」などに基づき、医療の安全確保のための措置や院内感染の防止などの自主的・計画的な推進を図ります。
島民	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に情報収集を行うとともに、医療安全対策に関心を持って、利用者の立場で医療機関に協力をします。
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対し、定期的・計画的な立入検査を実施し、専門的な視点から具体的な指導を行い、安全確保対策の充実・強化を推進します。 ・ 医療機関に対する相談・苦情に対応します。 ・ 医療機関や島民に、医療安全の推進に役立つ情報を提供します。